

## 改元の触れ

新井白石は『折たく柴の記』に「わが朝の今に至りて、天子の号令、四海の内に行はるゝ所は、ひとり年号の一事のみこそおはしますなれ」と書いている。

### 〈解説文〉

文政元寅年

右年号改元、当月

四日於江戸表御弘被

仰出候、

右之趣、在町・寺社共ニ

可被相触候、以上

五月十三日

### 〈読み下し文〉

文政元寅年

右、年号改元、当月四日江戸表において御弘め仰せ出だされ候、以上

右の趣き、在町・寺社ともに相触れらるべく候、以上

五月十三日

### 〈解説〉

「文政」の改元は、仁孝天皇の即位にともなう代始改元であった。仁孝天皇は文化14（1817）年9月に即位したため、翌年に改元が行われる意向が朝廷から幕府へ伝えられ、改元に向けた準備を進めた。改元については「禁中並びに公家諸法度」に「改元は漢朝（中国）年号のうち吉例を以て相定むべし、但し重ねて習札相熟するにおいては、本朝（わが国）先規の作法たるべき事」とある。改元に当たり京都の朝廷から年号勘申案（候補）が示され、その中で「文政」を推していることが武家伝奏を通じて幕府に伝えられた。改元は4月22日である。

改元について触れたものである。江戸時代の天皇に残された数少ない権能のひとつが改元、つまり元号を定めることであった。

新年号「文政」は朝廷から公卿くぎょうらに公布され、京都所司代は幕府に送付し、幕府から諸大名に通知して諸国に伝達された。『世乘』そうしゆつしの文化15年5月4日条に「摠出仕そうしゅつし、頼寧君御登城のところ、年号改元仰せ出さる、文政」とあり、江戸城中に諸大名を集めて改元が通達された。高遠城下にそれが触れられたのは同月13日であった。

1868年の明治改元以後は、一世一元の制により、践祚せんそにともなう改元のみとなつた。昭和54年の元号法で元号制定は天皇の代がわりごとに政令で新元号が定められることになつた。

### 【参考文献】

- ・所功編『日本年号史大事典』雄山閣
- ・藤田覚『江戸時代の天皇』〈天皇の歴史6巻〉講談社
- ・阿部泉『明日話したくなる 元号・改元』清水書院